

## 平成 29 年度社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会事業計画

### 【基本理念】

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します

### 【基本方針】

社会を取り巻く環境は大きく変化しそれに伴い福祉ニーズは複雑化、多様化しています。各制度の充実も進んでいますが、公的制度だけでは対応できないケースも増加しています。

地域社会の現状は、従来の金銭給付型の福祉制度の限界が示すように、成年後見制度や生活困窮支援制度等の人が人を支えるという、絆を基盤とした支援の充実が求められています。同時に、支援者を支えるためのサポート体制の充実も大変重要です。

このような状況の中、社会福祉協議会は地域の連携・協働を基本とした地域福祉の推進と、新たな課題への取組みを行うために、積極的に地域へ出向き、地域の実態把握やニーズ把握を行い、その解決のための仕組みづくりを行う必要があります。

また、介護保険事業については、総合事業が実施され収入の減少が見込まれる中、利用者の確保による収入確保と、経費の節減による支出削減を行い健全な経営を行うことが必要となります。

佐渡市地域福祉活動計画及び佐渡市社会福祉協議会発展・強化計画に基づき、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりと、佐渡市社会福祉協議会の健全な運営を行うために、以下の点を基本に計画を策定いたしました。

- 1、 利用者の人権を尊重し、個人の尊厳を大切にします。
- 2、 市民との協働を大切にし、地域福祉の充実を図ります。
- 3、 福祉の担い手である人材確保と人材育成に積極的に取り組みます。
- 4、 情報公開を積極的に行い、透明性の高い経営と健全な財政基盤を確立します。

## 【重点目標】

### 1 地域における支え合いの仕組みづくりの推進

年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で自分らしい生き方ができるよう、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題についても地域で協力して解決していくことが必要です。より積極的に地域へ出向き、ニーズ把握に努め、市民及び関係機関と連携・協働した地域福祉活動に取り組みます。

### 2 ボランティア活動の推進

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、市民が生活課題に関心を持ち、支え合い助け合いの精神のもとボランティア活動へ参加してもらうことが必要です。そのためには、市民のボランティア活動への意識を高め、地域全体が活動に参画できるよう働きかけます。

### 3 総合相談、生活支援、生活困窮者支援による福祉増進

市民が抱える生活全般の心配ごとや悩みごとを気軽に相談できる身近な相談所を設置します。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者等を早期に把握し、地域住民や関係機関などと連携・協働して、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付等により、生活困窮者、高齢者、障がい者等の社会的自立や生活向上を目指し支援します。

地域包括支援センター等においては、高齢者の総合相談窓口として、心配ごとや悩みごとを気軽に安心して相談できるよう努め、地域住民の保健・医療の向上及び福祉増進に努めます。

### 4 成年後見センターの適正な運営

成年後見制度に関する相談支援、普及啓発及び後見人等の受任を行い、高齢者や障がい者等の権利擁護支援に努めるとともに、市民後見人の研修・活動支援に取り組みます。

### 5 介護サービス事業の経営強化と発展

介護サービス事業においては、軽度者の総合事業への移行による収入の減額、機器材の修繕、備品の更新などによる経費の増大のため収益の減少が見込まれます。

そのような状況の中で、利用者の満足度を高め、質の良いサービスが提供できるように、研修を通して職員と事業所全体の資質向上を図るとともに、事故の防止や機器材故障の予防、苦情への真摯な対応を心がけ、地域や利用者信頼され選ばれる事業所を目指します。

また、新たに始まる総合事業への適切な対応や、介護保険外サービス・障がい者へのサービス提供を行うなど、地域のニーズに応じたサービス提供を行うことで、介護サービスが必要な人に支援が届くよう取り組みます。

### 6 福祉センター等の有効活用

福祉センター等については、地域の福祉活動の拠点として活用を図るとともに、市内全域を視野に入れた事業を行い、施設の有効活用に努めます。

## 【実施計画】

### 1 地域における支え合いの仕組みづくりの推進

#### (1) 民生委員・児童委員等との連携強化

地域課題の情報収集を行うために、民生委員・児童委員や社協事業所間との連携を強化します。

- ・地区民児協定例会への出席や福祉懇談会などを開催します。

#### (2) 地域福祉懇談会の実施

地域のニーズや課題を把握するとともに、社協の目的、事業活動の周知をとおして、住民の福祉に対する関心を高め、地域の課題を住民と共に解決することを目的に実施します。

- ・多くの参加者が得られるよう、開催・周知方法を工夫して実施します。
- ・支え合いマップ作り・支え合いマップを活用して、支え合い意識の高揚を図ります。
- ・地域の実情等勘案しながら、小地域で開催します。

#### (3) 見守り活動の推進

単身高齢者世帯等への近隣住民の定期的な訪問や、支援のネットワークによる声かけ、訪問、気配りなどを行い不安や孤独感の解消を図ります。

- ・実施地区との連携を深め、活動の継続支援に努めます。
- ・未実施地区が、住民主体の見守り・支え合い活動に取り組めるよう支援します。

#### (4) 地域の茶の間・いきいきサロン等の実施、支援

日中孤立しがちな高齢者の閉じこもり予防、仲間との交流により孤独感の解消を図れるよう、地域の茶の間・いきいきサロンの実施に努めます。また、既に実施している地域への活動支援や、自立した活動ができるよう働きかけを行います。

- ・お試し茶の間・サロンを計画し、未実施地区に働きかけを行います。
- ・子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集える地域の居場所づくりの支援を行います。
- ・認知症高齢者やその家族・支援者が気軽に集える地域の居場所づくりの支援を行います。
- ・子どもの遊び場や親同士が気軽に集える場を提供し相互交流を促進します。
- ・地域の茶の間・いきいきサロン実施団体に対し活動助成・支援を行います。
- ・地域の茶の間・いきいきサロン交流会を開催します。
- ・貸出し用レクリエーション用具一覧表の更新を行います。

#### (5) 地域福祉社会への活動支援

コミュニティ（集落）単位に地域福祉社会を結成するため、見守り活動を実施しているグループ等へ組織化を働きかけます。また、地域福祉社会の実績に応じた活動助成や交流会を実施し、活動を支援します。

- ・見守り活動やサロン等で活動している地域等へ、地域福祉社会の結成について働き掛けを行います。
- ・活動中の地域福祉社会について、活動が継続されるよう支援を行います。

#### (6) ふれあい招待昼食会の実施

ボランティア団体や地域住民の協力を得て、単身高齢者等を昼食に招待することによって、地域の交流を進め、孤独感の解消等を図ります。

#### (7) おはようコール（お元気コール）の実施

単身高齢者等の安否の確認を電話で行い、健康状態の把握や孤独感の解消を図ります。また、お試しコールで利用者の増加に努めます。

#### (8) 在宅介護者リフレッシュ事業の実施

市内全域を対象に、家庭で寝たきりの方や認知症の方を介護されている方が一堂に会し、気軽に相談や話し合い等を行い、介護負担の軽減を図ります。

#### (9) 生活支援ボランティア派遣事業(ごむしんネット)の実施

高齢者や障がい者に対し、生活支援ボランティア（ごむしんサポーター）を派遣し、話し相手やゴミ出し、郵便物の確認、買い物等の生活支援を行います。

- ・事業の周知を積極的に行います。

#### (10) 配食サービスの実施

配達などにボランティア団体や地域住民の協力を得て、単身高齢者世帯等にお弁当を届けるとともに安否確認を行います。

#### (11) 移送サービス事業の実施

公共交通機関を利用することが困難な高齢者や車椅子利用者に対し、ボランティアが運転する福祉車輛により通院等の外出を支援します。

#### (12) 歳末たすけあい事業の実施

市民の歳末たすけあい募金により、高齢者世帯、障害者手帳保持者、一人親家庭等に対し次のサービスを提供します。

- ・障子の張替
- ・鏡餅、年越しそばの配付
- ・おせち料理の配付
- ・神棚、仏壇、家の中の清掃
- ・出張理容
- ・図書カードの配付

#### (13) 障がい者の地域生活支援

生活上の不安を抱えた障がい者と家族の方々にレクリエーションや昼食会等での交流を通して、不安感や孤独感の軽減、生活情報の交換等を図り、障がい者の地域生活や社会参加の支援に繋がります。また、懇談会を通して生活課題や要望等を把握し、新たな福祉サービス事業の展開に努めます。

- ・就労に向けた実習の受け入れを行います。
- ・地域別に障がい者交流会を実施します。
- ・市内全域で一堂に会し、若年障がい者交流会を実施します。

#### (14) 子育て支援の取り組み

ファミリーサポートセンターを受託し、仕事と育児の両立や、日々の子育てを地域で助け合うしくみを推進し支援します。

#### (15) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉相談員）の配置

制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の発見や解決に取り組むため、コミュニティソーシャルワーカーを配置しアウトリーチ（訪問活動）や関係機関との連携により、課題解決の支援に取り組みます。

#### (16) 第2次佐渡市地域福祉活動計画の検証

様々な福祉ニーズや福祉課題の解決を目指し、地域住民をはじめ地域の関係機関と連携します。また、活動の進行管理や評価等を行います。

#### (17) 第3次佐渡市地域福祉活動計画の策定

様々な福祉ニーズや福祉課題の解決を目指すため、地域住民をはじめ地域のさまざまな団体や行政と連携しながら、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画を策定します。

#### (18) ニーズ調査の実施

関係機関と連携のうえ訪問等によるニーズ調査を実施し、課題を把握します。

## 2 ボランティア活動の推進

### (1) ボランティア活動の推進

ボランティアステーションへのボランティア登録を促進するとともに、ボランティアニーズの把握や発掘に努め、丁寧な活動調整を行いボランティア活動を推進します。

### (2) ボランティアセンター・ステーション等の連携強化

ボランティアがその善意と力を有効に発揮し、ボランティア活動が活発化されるようボランティアセンター・ステーションの連携強化を図ります。

- ・ボランティア担当者会議の開催

### (3) 災害救援体制の整備

予期せぬ自然災害に備え、市民が災害時の救援活動を迅速に行えるよう災害救援ボランティアネットワークを拡充します。

- ・災害ボランティア講座の実施
- ・佐渡災害ボランティアネットワーク情報交換会の実施
- ・ミニ防災講座の開催
- ・佐渡市総合防災訓練への参加

### (4) ボランティア研修会等の実施

人材の発掘・育成のために研修会等を実施します。

- ・ボランティアフェスティバルさど2017の開催
- ・福祉ボランティア講座（ふくボラ講座）の開催
- ・ボランティアきっかけづくり講座の開催

### (5) 発掘・相談・連絡調整

各施設・事業所・他団体との連携を図りながら、ボランティアやニーズを発掘し、ボランティア活動を広げます。

- ・NPO団体との情報交換会の実施

#### **(6) 情報収集と情報提供**

市民に広く情報を提供するため、社協だより、ボランちゃかわら版及びホームページを通じてボランティア情報を発信するとともに、市民からの意見・ニーズ等の把握に努めます。

また、「きらっとボランちゃ情報ブック」を更新し、より多くの方のボランティア活動参加につなげます。

#### **(7) 福祉教育事業（出前塾）の実施**

児童・生徒にボランティア精神及び思いやりの心を育てることを目的に、ステーションと連携し、依頼のあった学校に出向き、高齢者疑似体験や車イス体験等をプログラムとした「出前塾」を実施します。

#### **(8) 24時間テレビチャリティー募金活動の実施**

ボランティアとともに24時間テレビチャリティー募金活動を実施します。

### **3 総合相談、生活支援、生活困窮者支援による福祉増進**

#### **(1) 心配ごと相談所の開設**

市民の日常生活のあらゆる相談に応じ、相談員が適切な助言、専門機関への紹介等を行い、地域住民の安心した日常生活の一助となるよう開設します。

#### **(2) 弁護士による法律相談の実施**

市民の専門的な相談ニーズに対応するため、県弁護士会の協力を得て両津ブロック、相川ブロック、佐和田・金井ブロック、新穂・畑野・真野ブロック及び小木・羽茂・赤泊ブロックで無料法律相談を実施します。

#### **(3) 日常生活自立支援事業の推進**

判断能力が不十分な方が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、支払い、金融機関での払出・預入等の援助を行います。

また、専門員・生活支援員の資質向上を図り、利用者の状況に応じた援助に努めます。

#### **(4) 苦情解決への適切な対応**

利用者のサービスに対する信頼性の確保を図り、さらなる充実したサービスを提供するため苦情解決の仕組みによる適切な対応に努めます。

#### **(5) 生活福祉資金等の貸付支援**

低所得者、障がい者、高齢者世帯及び失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、生活の安定と自立を目的に資金の貸し付けを行います。

#### **(6) 介護予防教室の実施**

地域の身近な会場で開催し、健康チェック・運動機能を向上させるメニューを取り入れ、高齢者が要介護状態になることを予防します。

#### **(7) 日常生活用具貸与事業**

介護保険制度に該当しない方や身体障がい者の方に介護用ベッド、車椅子等の無償貸与を行います。

#### **(8) 男の料理教室**

男性が地域活動に進んで参加してもらうためのきっかけづくりや、生活面での自立を

促すため料理教室を実施します。

#### **(9) 生活困窮者自立支援事業の実施**

生活困窮者が困窮状態から脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援、多様な就労支援や生活支援を実施することで様々な問題を抱えた支援対象者の自立を促進します。

##### **① 自立相談支援事業の実施**

生活保護に至る前の段階において、生活困窮者が生活困窮状態から脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施します。

###### **ア 包括的な相談支援体制の構築**

様々な問題を抱えた生活困窮者に対して広く相談を受け付け、置かれている状況や本人の意思を十分に確認・分析をした上で自立支援計画を策定します。

また、自立支援計画に基づき、必要な支援を総合調整し、事業効果を評価・検証しながら、本人の自立に向けて包括的、継続的に支えます。

###### **イ 関係機関とのネットワークづくり**

複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握し、地域での見守り体制の構築や社会資源とのネットワークづくりを行います。

##### **② 家計相談支援事業の実施**

支援対象者の家計収支全体の改善を図るため、家計に関する相談、指導及び貸付けのあっせん等再建に向けた支援を行います。

##### **③ 就労準備支援事業の実施**

複合的な課題を抱え、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由により就労に繋がらない方に対して、就労に向けた準備としての支援を行います。

#### **4 成年後見センターの適正な運営**

##### **(1) 成年後見制度の利用等、権利擁護にかかわる相談及び利用支援**

本人やその家族及び関係機関等からの相談を受け、成年後見制度等の紹介や利用方法を説明します。また、権利擁護に関する相談に対して、関係機関と連絡を取りながら対応を行います。

##### **(2) 後見人等の受任**

家庭裁判所の選任により後見人等となって支援を行うことで、地域のニーズ充足の一端を担うとともに、継続的・安定的な支援活動に努めます。

##### **(3) 成年後見制度等の普及啓発**

市民や関係機関等を対象にして成年後見制度のセミナーや講座を実施します。また、制度の活用法など地域等にも出向き普及と利用の促進に努めます。

##### **(4) 市民後見推進事業の実施**

成年後見制度へのニーズに応じていくため、運営委員や三士会(弁護士・司法書士・社会福祉士)の専門職等と連携して、受任体制の構築に引き続き取り組みます。

また、市民後見人が円滑に後見業務を実施できるよう支援します。

- ・市民後見人の活動が安定的に実施されるよう支援体制を構築します。
- ・市民後見人の適正な活動のための支援を行います。

#### (5) 法人後見支援事業の実施

他の法人等を対象に、法人後見に関する研修会等を開催することで、法人後見の理解促進を図ります。

#### (6) 権利擁護のネットワークづくり

後見人等を受任している専門職を対象として、事例検討や情報共有を図り、権利擁護支援のネットワークを広げます。

- ・専門職研修会を開催します。

#### (7) 運営委員会の開催

事業の適切な運営を確保するため、運営委員会（弁護士、司法書士、福祉関係者等）を設置し、後見事業の運営や受任に関する助言、指導及び監督を行います。

### 5 介護サービス事業の経営強化と発展

#### (1) 訪問介護事業所の経営 5ヶ所

- ① 新たな介護予防・日常生活支援総合事業の移行に対し迅速に対応します。また、障害者自立支援法の同行援護事業に取り組みます。
- ② 介護保険外訪問介護事業の拡充に取り組み、生活支援を行います。
- ③ 居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、相談支援事業所などの関係機関と連携を図り利用者の心身の状況にあった良質なサービス提供を行います。
- ④ 利用者に関する情報を共有するため、定期的に部内会議を開催します。
- ⑤ 新人職員（訪問介護員）に対し訪問介護業務の理解を深めるための研修会を実施します。また、職員の資質向上を図るための研修会も随時実施します。

#### (2) 訪問入浴介護事業所の経営 1ヶ所

- ① 利用者の一人ひとりの身体状況を把握し、異変の早期発見や健康管理・生活上の助言等を、本人もしくは家族に提供できるように努めます。
- ② 利用者の清潔保持、生活意欲の増進を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。
- ③ ターミナルケアなど、可能な限りの受け入れ、充実したケアサービスで新規利用者の獲得に努め、経営の安定化を図ります。
- ④ 社協以外のケアマネジャーへ PR を行います。

#### (3) 通所介護事業所の経営 10ヶ所

- ① 居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の関係機関との連携を継続し、変化する利用者のニーズに柔軟に対応できる体制を強化しながら、利用者一人ひとりの自己決定を尊重したサービスの提供を行います。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業や制度改正等への移行に迅速に対応し、利用者のニーズに合ったサービスの提供を行います。
- ③ 施設内の衛生管理及び安全管理を徹底し、事故防止や感染症予防に努めます。
- ④ 各種様式の統一、業務の定量化やシステムの有効活用による効率的な事務の推進に



努めます。

- ⑤ 職員研修の充実を図り、職員の資質やサービスの向上を目指します。
- ⑥ 福祉の拠点として地域から信頼され、身近な施設として利用していただくよう周知を図り安定した経営に努めます。また、過疎化が顕著な周辺地域においては地域一体となり利用促進を図ります。
- ⑦ 運営委員会の開催及びアンケートを実施し、サービスの改善に取り組みます。
- ⑧ 長期修繕・更新計画に基づき、建物や施設の整備に取り組みます。
- ⑨ 取得可能な加算を検討します。

#### **(4) 短期入所生活介護事業所の経営 1ヶ所**

- ① 利用者及び家族が安心して利用できるサービス提供に努め、「利用者本位」を心がけ信頼される施設を目指します。
- ② 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターからの情報により、利用者確保に努めます。
- ③ 研修計画に基づき研修に参加し、職員の資質向上を図ります。
- ④ 衛生管理及び安全管理を徹底し、感染防止や事故防止に努めます。
- ⑤ ふれあいまつり、つくし週間を通じて地域と密着し、地域の方々に愛される施設を目指します。

#### **(5) 居宅介護支援事業所の経営 12ヶ所**

- ① 地域に根ざした身近な相談窓口として市民に選ばれ信頼される事業所を目指します。
- ② 医療機関、施設や地域関係機関等との連携を密にし、可能な限りその居宅において「自立した日常生活」を営むことができるよう、利用者、家族のニーズに沿った居宅サービス計画を作成します。
- ③ 「中重度や支援困難ケースへの積極的な対応」「専門性の高い人材の確保」「質の高いケアマネジメント」を行える体制を作り、特定事業所加算の取得ならびに維持を目指します。
- ④ 利用者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、地域包括ケアシステムの体制を作る一翼を担います。
- ⑤ 積極的に外部研修に参加し自己研鑽に努め資質の向上に努めます。

#### **(6) 認知症対応型共同生活介護施設の経営 1ヶ所**

- ① 認知症専門ケア加算の算定開始を目指すとともに、認知症の人の理解を深め、入居者が安心して生活を継続できるよう対応力の向上につなげるために、研修の機会を継続して確保します。
- ② 退居決定から新規利用者の入居までの日数を短縮することで、稼働率の向上を図ります。
- ③ グループホームに入居されても、ご家族や地域との関係が疎遠にならないよう交流の機会を積極的に確保します。
- ④ 入居者の介護度の上昇に伴い、転倒による怪我や病状の悪化による入院が増加する恐れがあるため、入居者それぞれの状態変化に応じて適切に対応できるよう対策を講じます。

## 6 福祉センター等の有効活用

### (1) 老人福祉センターの経営

高齢者の交流促進、健康増進、教養の向上及び子育て支援のための場を提供します。

- ・真野老人福祉センター寿楽荘

### (2) 福祉センター等の経営

ボランティア活動の推進、研修等の活性化、交流促進など社会福祉の増進に向け、市民が利用しやすい親しみのある福祉センターの管理運営を行います。

- ・両津福祉センターしゃくなげ
- ・福祉センターあいかわ
- ・小木福祉保健センターつくし
- ・赤泊福祉保健センターやすらぎ

### (3) 高齢者住宅の経営

高齢者が安心して、健康で明るい生活を送れるよう住宅を提供し、支援します。

- ・畑野高齢者住宅やわらぎの里

### (4) 福祉センター等の見直し

譲渡後10年を経過する平成32年度以降の施設のあり方について検討を行います。

## 7 福祉情報の提供・啓発活動の推進

### (1) 社会福祉大会の実施

市民、福祉関係者の参加のもと、佐渡市社会福祉大会を開催し、住民参加による福祉の島づくりのための理解と意識の高揚を図ります。

### (2) 佐渡市社協だよりの発行

福祉活動への参加意識をもってもらうため、社協の事業内容や地域での福祉活動の紹介をします。

### (3) ホームページの活用

必要とする情報及びサービスをインターネットで見ることができるようホームページに掲載します。

### (4) 社協まつり等の実施

施設を開放し、利用者はもとより、ボランティア、一般市民の方が広く参加する福祉まつり等を実施します。各種の出し物や企画を楽しんで頂くとともに、社協事業のPRを行います。

### (5) 福祉バザーの支援

福祉バザーへの協力支援を行います。

### (6) 介護職員初任者研修の実施

佐渡島内における介護人材育成の一助として、県から介護職員初任者研修事業者の指定を受け、研修を実施し介護基盤の整備を図ります。

## 8 法人運営機能

### (1) 理事会

業務執行上の事項及び当面する課題について審議し、その企画立案を行います。

### (2) 評議員会

運営管理上の重要事項及び事業執行上の基本方針について審議決定を行います。

### (3) 監事会

運営管理、業務の執行状況及び財産の状況等について監査を行います。

### (4) 委員会

法人経営及び各種事業の適正な運営を図るため、法人運営委員会、地域福祉委員会及び介護サービス委員会において所管する事業の検討を行います。

### (5) 経営会議

会長、副会長に対し業務執行上の近況報告をし、法人全体の事業運営及び経営について協議します。(月1回)

### (6) 支所長会議

各支所の近況報告及び、当面する課題についての方策を検討します。

### (7) 役員研修の実施

法人運営機能の強化、社会情勢の変化への機敏な対応、危機管理の徹底などの様々な課題を解決するため、また先駆的・開拓的な事例を吸収し、社協の強化と発展を図るため、役員研修を実施します。

### (8) 事業評価の実施

管理サイクル(計画、実行、評価、改善)を徹底し、サービスの維持・向上、継続的な業務改善を行います。

### (9) 会員組織拡充の推進

会員は減少傾向にあるが、社協事業のPR等により社協への理解と賛同を得ることで、一般会員及び賛助会員の加入の促進に努めます。

### (10) 人材育成の推進

庶務部会でテーマをまとめ、多数の職員が受講できる形での自主研修と、県・市・県社協等が開催する体系的な研修会を計画的に受講させ、職員の資質向上を図ります。また、参加者は研修内容について伝達研修を行い、職員の知識・技術の向上を図ります。

また、地域の福祉・生活課題が多様化する中、福祉ニーズを把握し、住民主体・参加を基本とした柔軟性のある活動の中核的機関となるよう、職員を育成します。

- ・ 会議や話し合いを円滑に進めるための技法を更に学ぶため、ファシリテーションステップアップ研修会を実施します。
- ・ 効率的・効果的に情報を提示し、理解を得られるようにするため、プレゼンテーション研修会を実施します。

**(11) 人事考課制度の取り組み**

公平処遇、働きがいのある職場づくり、効率的な事業運営を図るために人事考課制度の実施及び職員研修に取り組みます。

**(12) 第2次社協発展・強化計画の評価**

平成28年度に策定した29年度から5か年の計画について、推進・評価・検証に取り組みます。

**9 その他の取り組み**

**(1) 共同募金事業の協力**

赤い羽根共同募金運動への協力支援を行います。

**(2) 戦没者慰霊祭の実施**

戦没者の慰霊のため、戦没者慰霊祭の実施・協力支援を行います。また、慰霊祭の方法について遺族会や市と協議します。

**(3) 佐渡市老人クラブ連合会の事務・事業協力**

佐渡市老人クラブ連合会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。

**(4) 佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務・事業協力**

佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。

**(5) 佐渡市手をつなぐ育成会の事務・事業協力**

佐渡市手をつなぐ育成会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。

○支所独自事業

両津支所

1. 地域における支え合いの仕組みづくりの推進		回数	対象者
ゆう湯サロン	介護認定を受けていない方、または、認定を受けていても何らかの事情により介護保険サービスに繋がらない方等を対象に、孤独感の解消・閉じこもり予防及び高齢者の生きがいを促す。しゃくなげを会場に、送迎・健康チェック・入浴・食事・趣味活動・レクリエーションなどのサービスを提供する。週3日 火・水・木曜日実施する。	147回	一人暮らし高齢者、日中一人になる高齢者等
いきいきサロン 研修会（再掲）	いきいきサロンボランティアを対象に、レクリエーションのアイデア提供や他のグループとの交流を行い、日々のサロン運営に活かせる研修会を開催する。ワークショップを開催し、サロン活動の悩みや地域の福祉問題などを把握する。	2回	いきいきサロンボランティア
世代間交流事業	園児・児童・生徒と高齢者等の世代間交流を行い、互いに福祉の心を育ていける場を作る。今年度は、ふれあい招待昼食会事業とタイアップして行う。また、現役世代、退職者世代や老人クラブ会員、ゲートボール協会会員等が冬期間交流できる場や、生きがいづくりと社会参加の促進を図れるようしゃくなげ杯ゲートボール大会を開催する。	年3回(予選2日、決勝)	園児から高齢者
買い物バス事業	交通の便が悪い前浜地区・鷲崎地区にお住まいの一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯・障がい者の世帯で、買い物に行くことが困難な方や買い物に不便を感じている方を対象に、まちなかの夷商店街やスーパーマーケット、ホームセンターなどへ出掛ける買物支援を行う。バスは中型バスを貸切り、参加費、運賃等は無料で行う。買い物の補助として、地域のボランティアから添乗してもらい買い物などのお手伝いをしていただき地域のニーズに対応する。	年2回 (前浜地区1回・鷲崎地区1回)	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯
2. ボランティア活動の推進		回数	対象者
ボランティアスクール（再掲）	次世代を担う中学生・高校生・専門学生を対象に、「高齢者疑似体験」「児童館の宿泊体験」「赤い羽根共同募金のイベント募金」など、様々なボランティア活動や体験を通して、ボランティアの必要性やボランティアとは何かについて考え、社会福祉への理解を促すボランティアスクールを開催する。	3回	中学生・高校生・専門学生

ボランティアの集い（再掲）	両津支所管内のボランティアが一堂に会し、日ごろのボランティア活動の労をねぎらい、今後の活動の励みとなるようにボランティア相互の交流を深めるために、ボランティアの集いを開催する。	1回	ボランティア
3. 総合相談、生活支援、生活困窮者支援による福祉増進		回数	対象者
福祉まちづくり勉強会（再掲）	社協や福祉のことを多くの方から知っていただくきっかけづくりとして、災害、地域福祉、ボランティア、介護のプログラムを作成して、地域へ出向いて地域のニーズに応えられるよう、市民と勉強会を行い、地域福祉活動の活性化に繋げる。	年1回	地域住民
障がい者福祉活動	しゃくなげ内ボランティア室にて、島内の視覚障がい者のため、佐渡市音訳とわの会が市広報をCDに吹き込むボランティア活動を支援する。	随時	視覚障がい者
7. 福祉情報の提供・啓発活動の推進		回数	対象者
しゃくなげまつり（再掲）	誰でも気軽に立ち寄れる施設を目指すため、楽しく・遊び心のあるまつりを開催する。また、広くボランティアを募り住民参加型のまつりとなるよう取り組む。	1回	地域住民
広報紙の発行	会費や共同募金を財源とした地域福祉活動の紹介をすることにより、会費や募金への協力の啓発やお礼、管内事業の紹介、報告を目的として発行する。	1回	地域住民
9. その他の取り組み		回数	対象者
戦没者慰霊祭	あいぼーと佐渡にて開催される戦没者慰霊祭の運営支援を行う。	1回	遺族

相川支所

1. 地域における支え合いの仕組みづくりの推進		回数	対象者
レクリエーション講習会（再掲）	地域の茶の間やふれあいいいききサロン等で役立つレクリエーションの講習会を開催する。	1回	地域の茶の間やふれあいいいききサロンボランティア
給食サービス	金泉会（金泉地区）、みとせ会（高千外海府地区）のボランティアグループによる配食サービスを行う。二見地区・相川地区については、ボランティアグループよつば会の協力を得て配食サービスを行う。		高齢者
世代間交流事業	高齢者と園児とのふれあいの場をつくることにより、子供のころから思いやる優しい心を育み、高齢者の生きがいを図ることにより、福祉の地域づくりを推進する。	2回	高齢者、園児
お出かけサロン（買い物支援事業）	商店街にある会場でサロンを開催し、各回、順に各地から送迎し、出かけてきていただく。話をしたりお茶を飲んだりレクリエーション等で楽しんだ後、商店街を散策し買い物する等生活支援を図る。	年3回	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯障がい者世帯
2. ボランティア活動の推進		回数	対象者
ボランティア交流会（再掲）	ボランティアが一堂に会し、活動紹介や情報交換等の交流をすることにより、新たな気づきやヒントになる等、活動推進を図るため開催する。	1回	ボランティア
7. 福祉情報の提供・啓発活動の推進		回数	対象者
広報紙の発行	会費や共同募金を財源とした地域福祉事業の紹介をすることにより、会費や募金への理解と協力の啓発やお礼、管内事業の紹介、報告を目的として発行する。	1回	地域住民
あいかわ社協まつり	住民参加による福祉の地域づくりや社協に対する理解を図るために開催する。実行委員会により工夫した企画で取り組む。	1回	地域住民

佐和田支所

1. 地域における支え合いの仕組みの推進		対象地区	回数	対象者
給食サービス	各種福祉団体にご協力いただき、ボランティアが調理する手作り弁当をお届けする。安否確認を併せて民生委員・児童委員に配達していただく。	佐和田	3回	75歳以上一人暮らし高齢者及び80歳以上高齢者のみ世帯
		金井	3回	77歳以上一人暮らし高齢者及び80歳以上高齢者のみ世帯
社協事業検討会	地域や事業所等から出てきた課題や社協事業の現状を伝え、当面する課題を解決するために、実施すべき事業や今後の方向性について検討いただくために開催する。	佐和田・金井	1回	ボランティア関係者、社協理事・評議員、老人クラブ、民生委員・児童委員等
地域の茶の間・いきいきサロン交流会（再掲）	地域の茶の間の運営ボランティアに集まっていただき、日頃の活動報告や問題点等を聞き、支援・解決に繋げていく。話題の提供、レクリエーションの紹介や各地区茶の間同士の情報交換により活動推進を図る。	佐和田	1回	茶の間、サロンの運営ボランティア
		金井	1回	
2. ボランティア活動の推進		対象地区	回数	対象者
ボランティアスクール（再掲）	小学生を対象に、ボランティア体験による福祉教育を実施する。出前塾（高齢者疑似体験やボランティアについて）での学びを深めるため、地域の茶の間や施設等で世代間交流を行う。	佐和田	1回	小学生
	小学生を対象に、ボランティア体験による福祉教育を実施する。介護予防教室や地域の茶の間の場を活用し、高齢者との交流、レクリエーションや清掃活動等ボランティア体験をしていただき、高齢者への思いやりの心や、ボランティア活動の大切さについて学んでいただく。	金井	1回	小学生
ボランティア交流会（再掲）	地区内で活動されているボランティアが一堂に会し、情報交換等交流をすることで、横の繋がりを広げ、ボランティア活動への意欲の向上、また、地域の中での助け合い支え合いの輪を広げることを目的に開催する。	佐和田	1回	ボランティア
		金井	1回	ボランティア
ボランティア人材発掘事業（再掲）	ボランティア人材の発掘を目的にボランティアのきっかけづくり講座（団塊世代の男性を対象としたDIY体験や体操教室）を開催する。	佐和田	2回	地域住民（男性）



3. 総合相談、生活支援、生活困窮者支援による福祉増進		対象地区	回数	対象者
男の料理教室	普段料理をしない料理初心者の男性を中心に、一通りの料理を自分で作れるように料理教室を開催する。また、地域福祉活動へのきっかけの場とし、地域福祉事業やボランティア活動への参加を促し、福祉の意識高揚を図る。	金井	3回	地域住民（男性）
7. 福祉情報の提供・啓発活動の推進		対象地区	回数	対象者
広報紙の発行	支所内事業の紹介や報告、社協会費や共同募金へのご協力のお礼・啓発を目的に支所だよりを発行する。	佐和田	1回	地域住民
		金井		
さわた社協まつり	住民参加による福祉の地域づくりや、福祉の拠点となるべく社協に対する理解を深めることと、交流を図るため開催する。より多くの住民に関わっていただきたく実行委員会を組織し、住民主体の企画運営に取り組む。飲食ブースや抽選会、子供遊びコーナー等実施し、幅広い年代の住民を呼び込み福祉啓発を行う。	佐和田	1回	地域住民
かない社協まつり	住民参加による福祉の地域づくりや、福祉の拠点となるべく社協に対する理解を深めることと、交流を図るため開催する。より多くの住民に関わっていただきたく実行委員会を組織し、住民主体の企画運営に取り組む。また、各種福祉団体と連携し、幅広い年代の住民を呼び込み福祉啓発を行う。福祉バザーを開催し、収益金を金井地区の地域福祉に還元する。	金井	1回	地域住民
9. その他の取り組み		対象地区	回数	対象者
戦没者慰霊祭	献花方式で実施する。	金井	1回	遺族

畑野支所

1. 地域における支え合いの仕組みづくりの推進		対象地区	回数	対象者
給食サービス	ひな祭りにちなんでチラシ寿司をお届けする。安否確認を兼ねて、民生委員・児童委員に配達していただく。	畑野	1回	75歳以上一人暮らし
	ボランティアによる手作り弁当をお届けする。安否確認を兼ねて、民生委員・児童委員に配達していただく。	新穂	2回	75歳以上一人暮らし
	旬な食材を利用しボランティアの手作りによるお弁当を、安否確認を兼ねて、民生委員・児童委員に配達していただく。	真野	3回	75歳以上一人暮らし
世代間交流会	畑野母子健康センターや保育園内で対象者と園児がゲームやレクリエーションを通じて交流する。世代間交流を実施することで、孤独感の解消や福祉の心を育むことを目的とする。	畑野	4回	地域の高齢者と保育園児
	保育園内で対象者と園児が行事や昼食を交えて交流する。世代間交流の場を提供することで、孤独感の解消や福祉の心を育むことを目的とする。	新穂	2回	75歳以上一人暮らし高齢者 地域の高齢者と保育園児
	保育園内で対象者と園児が行事や昼食を交えて交流する。世代間交流の場を提供することで、孤独感の解消や福祉の心を育むことを目的とする。	真野	3回	75歳以上一人暮らし高齢者 地域の高齢者と保育園児
古紙回収サービス	対象者の古紙を、地域のボランティアの方が代行して集荷場所まで持っていく。ボランティア活動の推進、地域力の強化を目的とする。地域の古紙回収日に合わせて実施する。	新穂	12回	概 80歳以上一人暮らし高齢者及び 高齢者のみ世帯で古紙の運搬にお 困りの方
福祉レクリエーション大会	真野地区内の福祉団体等が年 1 回真野体育館を会場に、軽スポーツを通じて交流を深めるとともに心身とも健康になることを目的として実施する。	真野	1回	老人クラブ、障がい者団体他 保育園
高齢者交流事業	島内の史跡や名所などを巡る。対象者が 1 日一緒に過ごすことによって、社会参加の場を提供し、孤独感の解消を図ることを目的とする。	新穂	1回	75歳以上一人暮らし高齢者及び高齢 者のみ世帯
2. ボランティア活動の推進		対象地区	回数	対象者
福祉教育事業	新穂地区の小学生が育てた鉢植えに手紙を添えて対象者に贈呈する。鉢植えの配付は年 1 回。	新穂	1回	概ね 80歳以上一人暮らし高齢者 (生徒数で協議)

ボランティア人材発掘事業（再掲）	パソコン教室、カメラ教室及びイクメン教室を3地区合同で開催し、市民の方へ広く周知して、参加しやすい内容で教室を開催する。ボランティア活動へのきっかけづくりになり、地域や社協ボランティア活動の活性化につなげる。	畑野 新穂 真野	3回	地域の方
ボランティア交流会（再掲）	ボランティア相互の情報交換を通じて交流を深め、ネットワーク作りを推進することを目的に開催する。またその中で、地域における福祉課題を話し合い、ボランティアニーズの把握と情報提供に努める。	畑野 新穂 真野	1回	ボランティア
手紙送付事業	新穂小学校の児童が年賀状を作成し、対象者に送付する。	新穂	1回	概ね80歳以上一人暮らし
7. 福祉情報の提供・啓発活動の推進		対象地区	回数	対象者
社協まつり	畑野支所管内共同開催：新穂・畑野・真野地区合同で社協まつりを開催し、市民とのふれあいを通じ、地域福祉の大切さや健康の情報発信を行う。開催会場等は協議しながら進める。	畑野 新穂 真野	1回	地域住民
広報紙の発行	会費や共同募金を財源とした地域福祉活動の紹介をすることにより、会費や募金への協力の啓発やお礼、管内事業所及び事業の紹介、報告を目的として発行する。地域福祉事業等の周知を図るために、隔月で行事予定のカレンダーを発行する。	畑野 新穂 真野	1回	地域住民
			6回	
福祉バザー	真野ふるさと会館を会場に、各家庭より野菜や果物、日用品などの品物を寄付してもらい、必要とされる方に安価に提供し、その販売収益を地域での福祉活動に有効活用する。	真野	1回	地域住民
9. その他の取り組み		対象地区	回数	対象者
戦没者慰霊祭	長谷寺を会場に仏式にて開催する。	畑野	1回	遺族
	日吉神社昭忠碑前にて神式により開催する。	新穂	1回	
	真野ふるさと会館を会場に献花方式にて開催する。	真野	1回	

羽茂支所

1. 地域における支え合いの仕組みづくりの推進		対象地区	回数	対象者
給食サービス	羽茂農村環境改善センターにてボランティアが調理するお弁当をお届けする。安否確認を兼ねて、民生委員・児童委員や配達ボランティアに配達していただく。	羽茂	7回	75歳以上一人暮らし高齢者
	小木福祉保健センターにてボランティアが調理するお弁当をお届けする。安否確認を兼ねて、民生委員・児童委員や配達ボランティアに配達していただく。	小木	3回	75歳以上一人暮らし高齢者等
	赤泊総合文化会館にてボランティアが調理するお弁当をお届けする。安否確認を兼ねて、民生委員・児童委員や配達ボランティアに配達していただく。	赤泊	5回	75歳以上一人暮らし高齢者等
幼老運動会	保育園児と老人クラブの合同運動会により世代間交流を図る。	羽茂	1回	羽茂保育園児、老人クラブ会員
地域福祉検討会	社協の地域福祉事業や活動について、地域や事業所等からの課題や現状を伝え、実施すべき事業や今後の方向性について検討する。(合同開催)	羽茂 小木 赤泊	1回	社協理事、ボランティア団体、婦人会、健康推進協議会等の各種団体長、小・中学校長、市役所(支所長・行政サービスセンター長)
福祉のつどい	赤泊総合文化会館を会場に社協と老人クラブが中心になり、関係機関や団体の参加により活動紹介、意見交換、交流の場として実施する。また、老人クラブの会員加入促進を図る。	赤泊	1回	ボランティア団体、婦人会、老人クラブ等や地域住民
世代間交流事業	高齢者の孤独感の解消と園児・小学生やその親世代の福祉の心を育むため、料理教室や昔遊びなどのレクリエーションを対象者が一緒に行い、交流する。	羽茂	1回	園児・小学生及び保護者、介護予防教室参加者、老人クラブ会員
2. ボランティア活動の推進		対象地区	回数	対象者
ボランティア園芸福祉活動(再掲)	小木地区のボランティア団体が、花植え活動を通じて環境整備を行うとともに、ボランティア活動に興味を持ってもらうことを目的とする。また、交流を図ることで情報交換を行い協力し合える体制をつくる。小学生等に協力を依頼し、世代間交流を図るとともに、福祉の心を育む活動を行う。	小木	3回	ボランティアステーション運営委員、ボランティア団体、個人ボランティア、小木小学校、ボランティアに興味のある方

ボランティアスクール（再掲）	夏休みを利用して、小学生及び保護者を対象に、講義やボランティア活動などを通して、ボランティアの必要性やボランティアとは何かについて考え、福祉への理解を促し、豊かな人間性を育むボランティアスクールを開催する。	小木	1回	小学生及び保護者等
学生ボランティア体験事業（介護施設・児童クラブ）（再掲）	夏休みを利用して、中学生・高校生・帰省中の学生等を対象にデイサービスボランティアや児童クラブでのスタッフボランティアの1日体験を行う。ボランティア活動を通して、ボランティアの必要性やボランティアとは何かについて考え、福祉への理解を促し、豊かな人間性を育むこと目的に開催する。また、福祉に興味を持ってもらい、今後の福祉を担う人材育成を図る。	羽茂 小木 赤泊	2回	中学生、高校生、帰省中の学生等
ボランティア交流会（再掲）	南部3地区のボランティアの交流や情報交換による、ボランティア活動の発展並びに推進を目的に実施する。	羽茂 小木 赤泊	1回	ボランティアステーション運営委員、ボランティア団体、個人登録ボランティア、ボランティアに興味のある方
友情年賀はがき事業	赤泊小学校の児童が年賀状を作成し、対象者に送付する。	赤泊	1回	80歳以上一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯
つくしおけさ週間	住民、ボランティア、つくし利用者、利用者家族等が、小木おけさ踊りを通じて相互に交流を行い、福祉への理解を深める。生演奏によるおけさ流し、ゲーム大会、交流会を行う。	小木	3回	利用者、介護者、利用者ご家族、在宅高齢者、ボランティア(個人・団体)、地域住民
7. 福祉情報の提供・啓発活動の推進		対象地区	回数	対象者
はもち福祉まつり	羽茂農村環境改善センターを会場に社協、福祉団体等の活動紹介、福祉バザー、各種出展により福祉に対する啓発・理解を深めてもらう。	羽茂	1回	地域住民
つくしふれあいまつり	小木福祉保健センターつくしを開放し、地域の方々に施設・活動内容を紹介し、来場者をつくし利用者が一体となって、演芸、バザー、ボランティア団体の展示会等を行う。	小木	1回	利用者、家族、地域住民
やすらぎふれあいまつり	赤泊福祉保健センターやすらぎを開放し、イベント、社協事業の紹介、福祉相談等を行い福祉に親しんでもらう。	赤泊	1回	地域住民
広報紙の発行	会費や共同募金を財源とした地域福祉活動の紹介をすることにより、会費や募金への協力の啓発やお礼、管内事業の紹介、報告を目的として発行する。	羽茂 小木 赤泊	1回	地域住民

9. その他の取り組み		対象地区	回数	対象者
戦没者慰霊祭	羽茂農村環境改善センターを会場に、羽茂・小木地区合同で献花方式にて開催する。	羽茂 小木	1回	遺族
	赤泊福祉保健センターやすらぎを会場に献花方式にて開催する。	赤泊	1回	